

2008年4月4日

練馬区教育委員会委員長 殿

学校図書館を考える会ねりま・よりよい練馬区の図書館をつくる会・ねりま地域文庫読書サークル連絡会 陳情のための連合

代表者 住所 練馬区中村 3-10-6  
氏名 関 日 奈 子 印  
電話 03 ( 3990 ) 6327

陳情第1号「(仮称)南田中図書館への指定管理者導入についての陳情書」の補足説明書

3月26日第10回臨時会において、陳情第1号の読み上げ及び資料請求等が行われました。傍聴席にて、委員会の陳情に対する真摯な審査姿勢を目の当たりにし、敬意と感謝を申し上げます。質疑の中で、陳情理由の一部に十分なご理解を得られにくい表現のあることがわかりましたので、補足説明書を提出いたします。ご高配いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 補足説明を要する部分は、理由1 4) の内容です。原文は次の通りです。

学校支援モデル事業の実施に、企画調整・折衝能力の高い企画専門家等を活用する場合は、人選が第一であり、公募を含め広く検討した上で、最適人者(会社)と直接に契約を結ぶのが最善です。現に練馬区でも外部の人材を活用しています。これに比べ指定管理者は、応募者が少なく図書館運営の総合評価により選定するため、適任者の人選で劣ります。

2. 「これに比べ指定管理者は、応募者が少なく」の文意を、「指定管理者を選定するために、応募者が少ない」と解され、委員会では、事実に対する認識の違い(少なくないとの認識)やその裏付けとして指定管理者制度実施区における応募状況の資料提出が必要との発言がされていました。

3. 陳情書で述べている理由は、次の趣旨でありますのでご理解をお願いいたします。

理由1 4)において、指定管理者導入の理由の一つに、「現行体制よりも指定管理者の方が適切な人材が手配できる」との期待があるが、「事実と異なります。」と述べています。

その具体的事実として、において、千代田区立図書館の例を上げ、「斬新で意欲的な取り組みは、企画会社(ゼネラルマネージャー、図書館長、企画業務を担当)の力量に負うところが大きいものです。」としています。

で述べた専門家の活用が「斬新で意欲的な取り組み」を実現している事実から、では、企画専門家等を活用する場合において、専門家や会社と直接契約することと、指定管理者を通じて専門家を活用することを比較検討して、直接契約が最善とする内容です。

企画専門家等の活用の場合には、「指定管理者は、・・・適任者の人選で劣ります。」と述べていますように、「人選が第一であり、公募を含め広く検討」できるか否かが問題なのです。

「これに比べ指定管理者は、応募者が少なく」の意味は、直接契約における企画専門家等に的を絞った募集範囲の広さと比較して、「図書館の指定管理者に応募する範囲(応募者数)」は10社内外であり、少ないものであることを述べたものです。さらに、指定管理者の選定は、単に企画力のみで行われるのではなく、「図書館運営の総合評価」によるため、企画専門家等の活用の視点からは得策でないとの論旨です。従って、指定管理者の選定をするために必要な応募者数が少ない(不足である)ことを述べているものではないのです。

以上